

## 表紙のこぼれ

写真と文：鈴木正美

空港に降り立つと暖かな風が迎えてくれました。宮古島市街からしばらく車で走ると海のそばにハウスが5棟、寄り添って並んでいます。



ハウスの中は土足厳禁。靴を脱いで声をかけると、大きな体で優しい笑顔の重田康行さんが登場。ハウスの骨格も通常より頑丈なパイプでできています。

「JAリース事業の災害への対策をした強化ハウスです。こんなに太い骨組みなのに、台風が来たらつぶれてしまうこともあるんです」。もともとはエンジニアだった康行さん。仕事で訪れた宮古島の海とマンゴーのおいしさに魅せられて移住したのは8年前。師匠である辺土名忠志さんのもとの、2年ほど農業を学びました。「他の地域での就農も考えていたんです。でも新規就農はなかなか難しい。そんなとき宮古島の皆さんが受け入れてくれました」。マンゴーは収穫まで時間がかかるため、最初はトウガンを主力に据えることに。



気候が暖かな分、虫も発生しやすくなります。ハウス土足厳禁も外から害虫を持ち込まない工夫の一つ。天敵生物も導入。作物の在りかを知らせる着果棒に長めのものを使ったり、きめ細かな工夫がたくさん。

「宮古島で結婚もして、子どもも生まれました。本当に幸せです。これから頑張っていくかないと」。そう静かに話す康行さんの目は島の海のように澄んでいて、奥には強い意志がみなぎっていました。

## JAグループ 共通コンテンツ

食・農・地域の暮らしを支えるJAの存在意義や取り組みを紹介するJAグループ共通コンテンツ（JA新聞連『JA広報通信』にて提供中）。今年度は、「変わるJA 広がる地域のきずな」をテーマに毎月Q&A方式で解説します。JA広報誌への掲載等により、組合員や地域住民への情報提供資材として、ぜひご活用ください。

# 変わるJA 広がる地域のきずな

監修＝広島大学 助教 小林 元

## Q、農協改革ってなに？

**A、政府がJAに対し、「農業所得の増大」に最大限の配慮をするよう求めるはたらしのことです。**

農業協同組合（JA）は、農業協同組合法（1947年施行）に基づいて設立されています。その法律が2015年に改正され、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」ことが明記されました。加えて、農林中金・信連への事業譲渡による「信用事業の代理店化」や、「准組合員の事業利用のあり方」なども検討することになりました。

これらの検討について政府は、2016年4月から5年間で正組合員と准組合員の事業利用状況や改革の実施状況を調査し、組合員の評価を受けて改革の結論を得るとしています。また、政府は「担い手との話し合いが重要」としています。

大切なことは、組合員の皆さん自らがJAの将来を考えることです。JAが「農業者所得の増大」「農業生産力の拡大」に全力を尽くすことは当然でしょう。そして、組合員のくらしや地域を元気にする取り組みもJAの重要な役割です。地域になくはないJAの未来を、組合員の皆さんで考えていきましょう。

## これまでの経過と今後の見通し(スケジュール)

年度	主な出来事	JA大会決議・自己改革等(想定)
25	11月 「今後の農業改革の方向について」	
26	5月 「農業改革に関する意見」	11月 「JAグループ自己改革について」
	6月 「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」	
27 (2015)	8月 改正農協法成立	10月 第27回JA全国大会
	4月 改正農協法施行	9月 魅力増進農業・農村の実現に向けた提案
28	11月 「農協改革に関する意見」 「農業競争力強化プログラム」決定	4月 魅力増進農業・農村の重点策
		(第28回JA全国大会)
29		
30		
31	9月 会計監査の実施・中央会組織変更期限	「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立
32 (2020)	3月末 改革の実施状況等調査の期限、検討・結論	第28回JA大会実施期間
33		(第29回JA全国大会)



耕そう、大地と地域の未来。